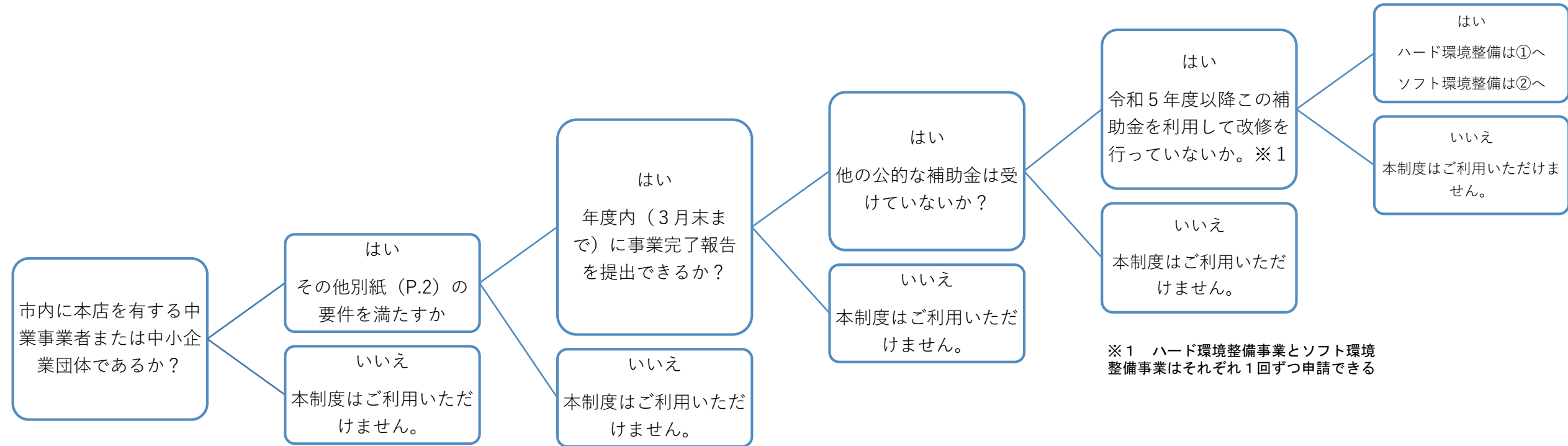


# ハード・ソフト環境整備共通事項



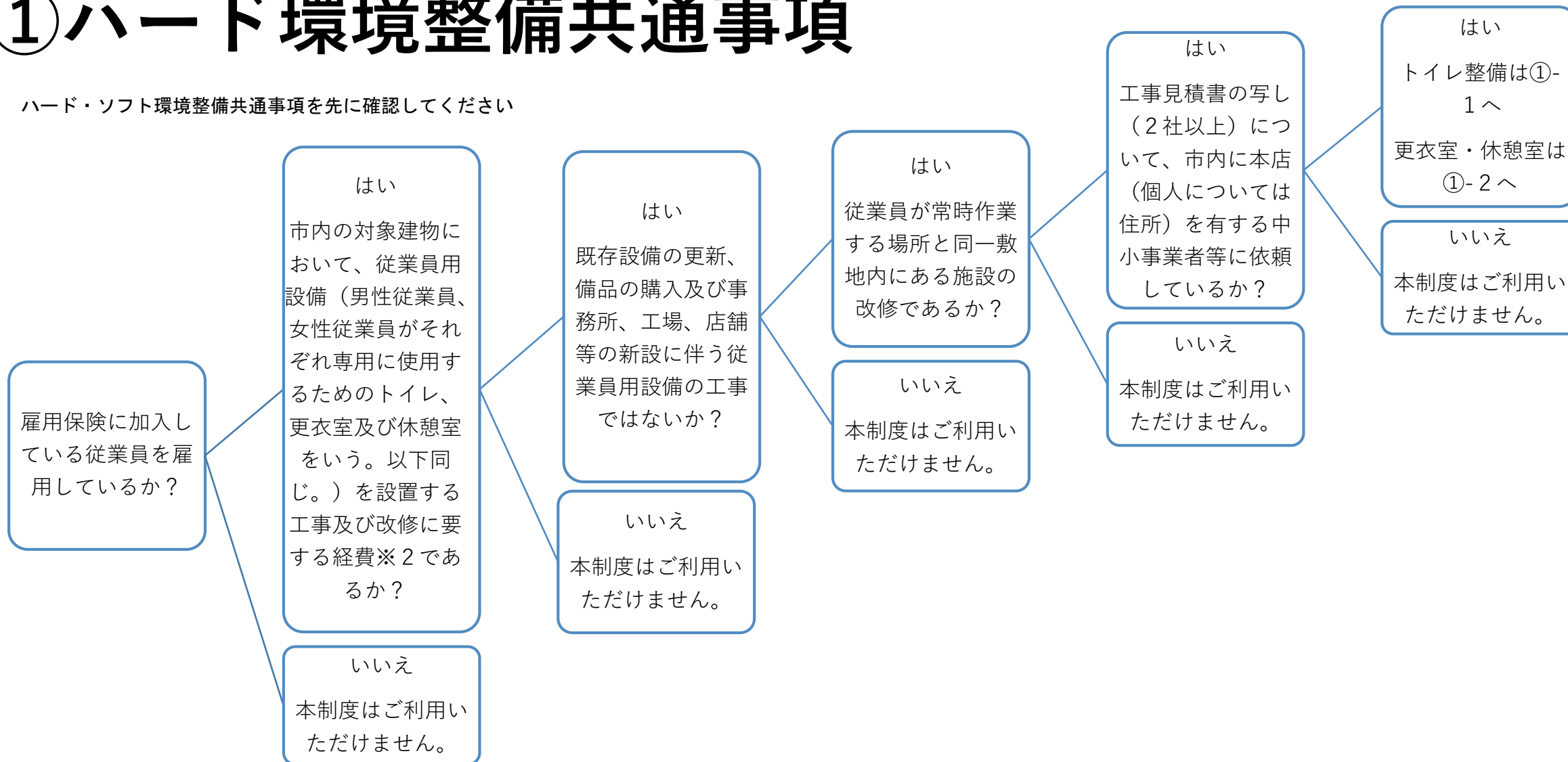
※1 ハード環境整備事業とソフト環境整備事業はそれぞれ1回ずつ申請できる

# 別紙

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (8) その他市長が適当でないと認めた者

# ①ハード環境整備共通事項

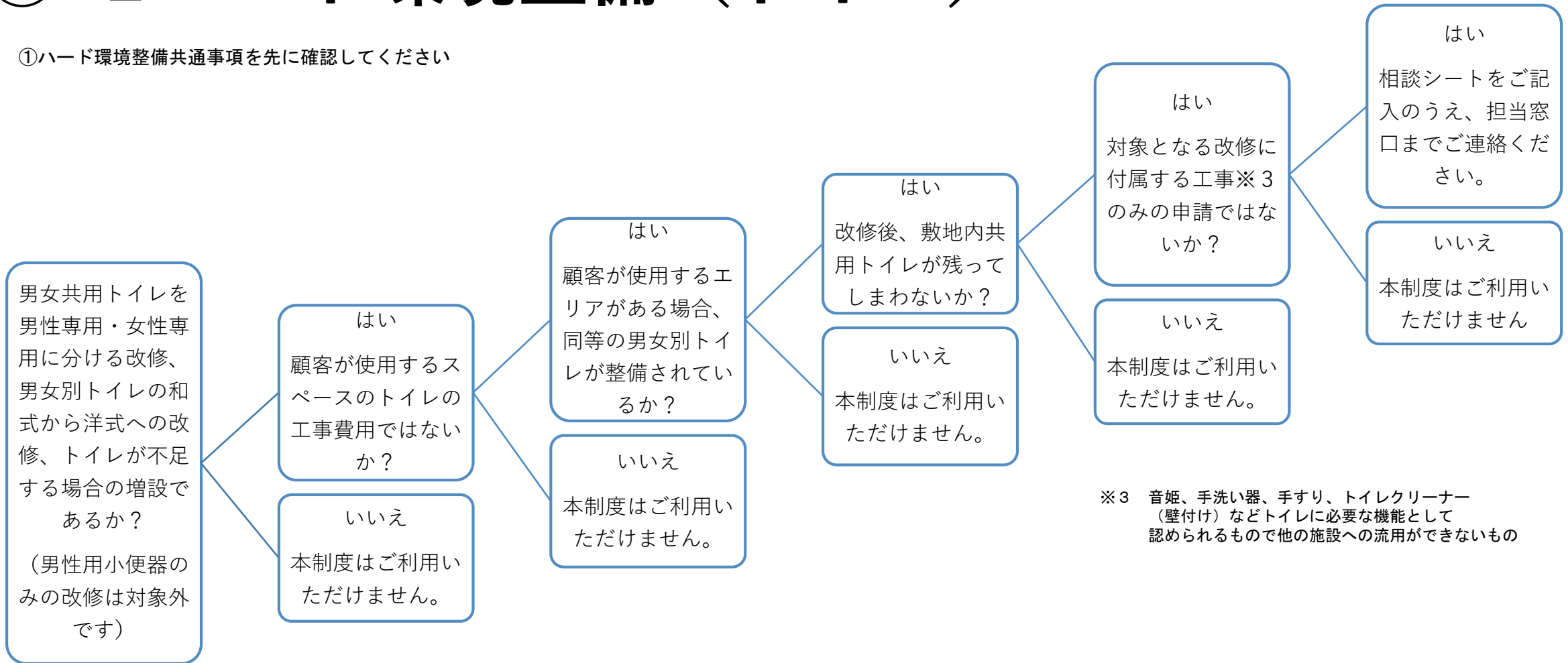
ハード・ソフト環境整備共通事項を先に確認してください



※2 自社施工の場合は下請け発注部分であって、2社以上の見積もりや領収書など必要書類の提出ができる場合に限る。

# ①-1 ハード環境整備（トイレ）

①ハード環境整備共通事項を先に確認してください



※3 音姫、手洗い器、手すり、トイレクリーナー（壁付け）などトイレに必要な機能として認められるもので他の施設への流用ができないもの

# ①-2 ハード環境整備（更衣室・休憩室）

①ハード環境整備共通事項を先に確認してください

男女共用更衣室、休憩室を男性専用・女性専用に分ける改修、更衣室、休憩室が不足する場合の増設であるか？

はい

改修予定箇所は更衣室、休憩室、その他居室として使用されていたか？

いいえ

本制度はご利用いただけません。

はい

既存の更衣室、休憩室を更新（リフォーム等）するための工事費用ではないか？

○パーティションの作成・電気工事・換気扇工事など新たにスペースを設置するもの

×天井・床の張替え工事、備品にあたるもの

はい

更衣室、休憩室のエアコンの購入・設置費用等の対象外経費が含まれていないか？含まれている場合は見積もりを分けることができるか？

いいえ

本制度はご利用いただけません。

はい

相談シートをご記入のうえ、担当窓口までご連絡ください。

いいえ

本制度はご利用いただけません。

いいえ

更衣室、休憩室のエアコンの購入・設置費用等の対象外経費が含まれていないか？含まれている場合は見積もりを分けることができるか？

はい

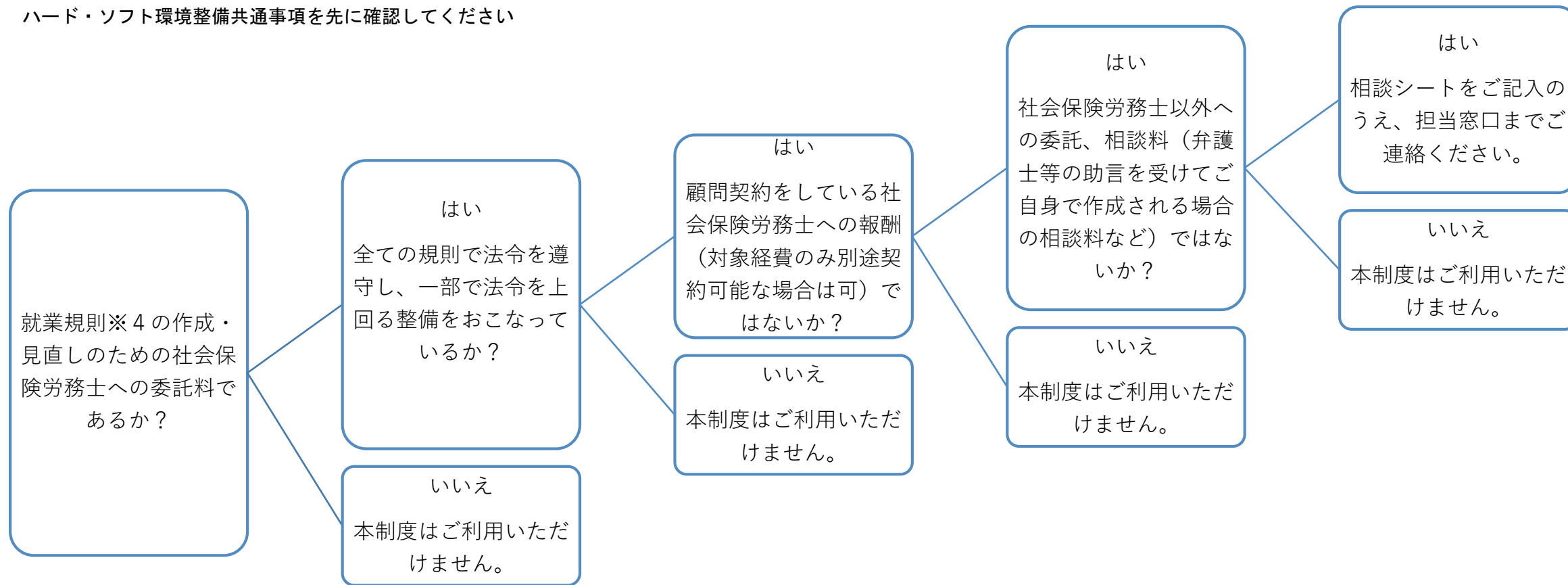
相談シートをご記入のうえ、担当窓口までご連絡ください。

いいえ

本制度はご利用いただけません。

## ②ソフト環境整備共通事項

ハード・ソフト環境整備共通事項を先に確認してください



※4 就業規則の作成・見直しに付随する規定については補助対象とできるが、就業規則と関係のない社内規定などの改修は補助対象外とする。